

を

(37) 法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	”	160,000円
(38) 法第86条第1項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	”	79,000円

に、「(37)」を「(39)」に、「(38)」を「(40)」に、「(39)」を「(41)」に、「(40)」を「(42)」に、「(41)」を「(43)」に、「(42)」を「(44)」に、「(43)」を「(45)」に、「(44)」を「(46)」に、「(45)」を「(47)」に、「(46)」を「(48)」に、「(47) 法」を「(49) 法」に、「(48) 法」を「(50) 法」に、「(49)」を「(51)」に、「(47)のア」を「(49)のア」に、「(50) 法」を「(52) 法」に、「(51)」を「(53)」に、「(52)」を「(54)」に、「(50)のア」を「(52)のア」に、「(53)」を「(55)」に改め、同項の備考の4中「この項の(47)」を「この項の(49)」に改め、同備考の7中「この項の(48)」を「この項の(50)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築住宅課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年10月25日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第46号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第116条の3の見出しを「(事業税の課税免除額の算定)」に改め、同条中「第145条の2第1号」を「第145条の2第1項第1号」に改める。

第116条の4第1項の表中「第144条第1項又は第145条の2」を「第144条第1項又は第145条の2第1項」に、「事業税課税免除（不均一課税）申請書」を「事業税課税免除申請書」に改め、同条第2項中「事業税課税免除（不均一課税）申請書」を「事業税課税免除申請書」に改め、「又は事業税不均一課税計算書（様式第154号の6の2）」及び「又は不均一課税」を削る。

様式第154号の2中

事業税 課 税 免 除 申 請 書 (不均一課税)
------------------------------

を

事業税課税免除申請書
------------

に、「(第145条の2)」を「第145条の2第1項」に、「課税免除(不均一課税)」を「課税免除を」に、「免除(不均一課税)適用開始年」を「免除適用開始年」に、「免除(不均一課税)適用終了年」を「免除適用終了年」に、

免除(不均一課税により減額)される税額	円
---------------------	---

を

免除を受けたい課税標準額	円
免除を受けたい税額	円

に改める。

「第144条第1項  
第144条の2  
(第145条)  
(第145条の2)」を「第144条第1項  
第144条の2  
第145条の2第1項  
(第145条)  
(第145条の2第2項)」に改め、同様式の注の2中「第144条の2」の次に「若しくは第

145条の2第1項」を加え、「第145条の2」を「第145条の2第2項」に改める。

「第144条第1項  
第144条の2  
(第145条)  
(第145条の2)」を「第144条第1項  
第144条の2  
第145条の2第1項  
(第145条)  
(第145条の2第2項)」に改め、同様式の注の2中「第144条の2」の次に「若しくは第

145条の2第1項」を加え、「第145条の2」を「第145条の2第2項」に改める。

様式第154号の6の所得課税用の表面を次のように改める。

(表 面)

事業税課税免除計算書	
氏 名 (法人名)	適用事務所 又は事業所名
事業の種類	
年又は事業年度	
年 月 日から 年 月 日まで	
長野県における課税標準額の総額 (7)	千円
同上に対する事業税額 (4)	円
免除の対象となる課税標準額 (9)	千円
免除の対象となる税額 (1)	円
納付すべき税額 (4)-(1) (4)	円

## 1 免除する税額の計算

区 分	本県分の課税 標準額 ①	課税免除 対象割合 ②	免除の対象となる 課税標準額 ③ (①×②)	税 率 ④	免除税額 ⑤ (③×④)
所得のうち年 万円以下 の金額	千円	(4) (5) 又は (6) (7)	千円		円
所得のうち年 万円を超 え年 万円以下の金額					
所得のうち年 万円を超 える金額					
軽減税率不適用法人の所得					
計	(7)			(9)	

## 2 課税免除対象割合の算定の基礎

## (1) 分割基準に従業者数を用いる場合

区分	年又は事業年度 中の各月末												(期末) 月	算定基礎とする 人 員	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			
直接従事者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	(4) 人
その他の従業者数															(5)
総従業者数															(6) (4)+(5)

## (2) 分割基準に固定資産の価額又は軌道の延長キロメートル数を用いる場合

事業年度末における、新設し、又は増設した設備（特別償却設備）に係る固定資産の価額（帳簿価額）又は軌道の延長キロメートル数	(7) 円 km
事業年度末における、県内の事務所又は事業所の固定資産の価額（帳簿価額）又は軌道の延長キロメートル数	(8)

様式第154号の6の所得課税用の裏面の注の1中「とき」の次に「又は収入金課税に係るものであるとき」を加え、同注の2中「又は」を「若しくは」に、「従業者」を「従業者又は特別償却設備に係る従業者」に改め、同注の3中「対象設備」の次に「(特別償却設備)」を加え、同注の4の(2)中「を新設し」を「(特別償却設備)を新設し、」に改め、同4の(3)中「対象設備」の次に「(特別償却設備)」を加え、同4の(4)中「最少」を「最小」に改め、同注に次のように加える。

5 「設備」とは、対象設備のうち租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の規定による特別償却の適用を受ける設備（展示場用の建物及び当該建物に係る設備を除く。）をいうものであること。

6 異なる分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合は、それぞれの事業ごとに事業税課税免除計算書を作成すること。

様式第154号の6の収入金課税用を削る。

様式第154号の6の2を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

税 務 課

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年10月25日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第47号

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年長野県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6 条例別表第1の6の項の事務の項中

「(7) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務」

を

「(7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  
(8) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務」

に、「(8)」を「(9)」に改める。

別表第3の5 条例別表第2の5の項の事務の項及び7 条例別表第2の7の項の事務の項中「外国人生活保護実施関係情報」の次に「又は生活保護法第55条の4第1項に準じて行う外国人要保護者等に対する就労自立給付金の支給に関する情報」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地域福祉課

建築基準法施行細則及び事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年10月25日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第48号

建築基準法施行細則及び事務処理規則の一部を改正する規則

(建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「添付図書」を「添付図書等」に改め、同条第1項中「図書は」を「図書又は書面は」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書又は書面

第22条第2項中「図書は」を「図書又は書面は」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書又は書面

第22条第3項中「図書は」を「図書又は書面は」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書又は書面

第37条第1項及び第2項中「(45)から(52)」を「(47)から(54)」に改める。

(事務処理規則の一部改正)

第2条 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の37の(26)のイ中「(ヤ)、(イ)及び(リ)」を「(1)、(3)及び(ル)」に改め、同(ロ)を同(ロ)とし、同(ヤ)から(ル)までを同(1)から(ロ)とし、同(イ)中「(メ)」を「(イ)」に改め、同(イ)を同(ヤ)とし、同(メ)を同(イ)とし、同(ム)中「(シ)」を「(ム)」に改め、同(ム)を同(メ)とし、同(シ)を同(ム)とし、同(マ)中「(ハ)及び(ホ)」を「(ホ)及び(マ)」に改め、同(マ)を同(シ)とし、同(ホ)を同(マ)とし、同(ハ)を同(ホ)とし、同(7)中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同(7)を同(ハ)とし、同(ホ)から(ヒ)までを同(ハ)から(ヒ)までとし、同(マ)中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同(マ)を同(ホ)とし、同(ニ)の次に次の事項を加える。

(マ) 第43条第2項第1号の規定による認定

別表第3の9中「(3)」を「(5)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築住宅課